再放送同意について協議が不調[注1]不能のため、放送法第144条第１項の規定により、下記のとおり裁定を申請します。

記

１　申請に係る基幹放送事業者の氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

２　申請に係る再放送の概要

⑴　再放送しようとするテレビジョン放送

⑵　再放送の義務を行おうとする区域

⑶　再放送の実施の方法

⑷　申請者が希望する再放送の開始期日

３　協議の経過

４　その他参考となる事項

注１　不要の文字は、抹消すること。

注２　「申請に係る再放送の概要」については、例えば、「再放送しようとするテレビジョン放送」は「（何）社（何）テレビジョン放送局の放送」のように、「再放送の義務を行おうとする区域」は「（何）県（何）市」、「（何）県（何）郡（何）町」のように、「再放送の実施の方法」は、同時再放送のみを行う場合にあつては「同時再放送」と、それ以外の場合にあつてはその具体的方法を記載すること。

注３　「協議の経過」については、申請に至るまでの経過の説明のほか、協議が調わない場合には申請に係る放送事業者との意見の対立点を、また、協議をすることができない場合にはその事情を具体的に明らかにすること。

注４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

注５　該当箇所に全部を記載することができない場合は、その箇所に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

**別表第五十二号**（第171条関係）

（表）

第　　号

有線電気通信設備の使用検査職員の証

この証明書を携帯する総務省の職員は、放送法第145条第４項の規定による有線電気通信設備の使用の立入検査をする職権を有する者であることを証する。

所　　属

氏　　名

発　　行　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

総務省　省　総　印　務

（裏）

放送法抜粋

第145条　（略）

２・３　（略）

４　総務大臣は、第１項の規定の施行に必要な限度において、一般放送事業者に対し、その業務の状況に関し報告を求め、又はその職員に、一般放送事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第４項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

注　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。

**別表第五十三号**（第172条第１項関係）

有料基幹放送契約約款（変更）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

住　　所

（ふりがな）

氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

放送法第147条第１項の規定により、有料基幹放送契約約款（の変更）を届け出ます。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

**別表第五十四号**（第177条第１項関係）

有料放送管理業務届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号

住　　所

（ふりがな）

氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）

電話番号

有料放送管理業務を行うので、放送法第152条第１項の規定により届け出ます。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

**別表第五十五号**（第177条第２項及び第179条第２項関係）

<table>
<tr><td>氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">業務の概要</td><td rowspan="3">契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務の概要（注１）</td><td>媒介</td><td>□</td></tr>
<tr><td>取次ぎ</td><td>□</td></tr>
<tr><td>代理</td><td>□</td></tr>
<tr><td>契約により設置された受信設備によらなければ有料放送の受信ができないようにすることを行う業務の概要（注２）</td><td colspan="2">限定受信の方式</td></tr>
</table>